

「差止請求訴訟」及び「2018年度に予定または実施している差止請求関係業務における具体的な取り組み」

①差止請求訴訟 「株式会社エーチーム・アカデミー」

芸能人養成校「株式会社エーチーム・アカデミー」に対して、退学または除籍処分の場合にすでに納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示をしない事を求めて差止請求訴訟を起こしました。

【経緯】

当機構に「オーディションに合格したので事務所所属契約を締結することになった。あわせて芸能人養成校に入校するよう強く勧められたが、入学金や月謝が高いので入校するつもりはなく事務所所属契約も辞退しようとしたところ、辞退はできないと強く言われたうえに芸能人養成校の入学時諸費用の支払いも求められている。」との情報が寄せられました。

当機構で芸能人養成校の学則（約款）を精査したところ、入学時諸費用の不返還条項がありました。裁判外での差止請求を行いましたが不十分な回答しか得られなかつた為、差止請求書を送付した上で訴訟を起こしました。

②2018年度に実施した裁判外での差止請求 「株式会社アルシェ」

モデル事務所「株式会社アルシェ」に対して、アダルトビデオ出演（以下「AV出演」）のためにする契約の勧誘に際して行っている消費者契約法の不当勧誘に該当する行為をやめるよう申入れを行いました。

【経緯】

女性にウソをついたり、複数人で取り囲んで説得したりして、AV出演の契約を結ばせているとの情報が寄せられました。当機構では、消費者契約法の不当勧誘に該当する行為として、以下の点について、止めるよう申入れを行いました。

- ・AV出演をした個人の身元が明らかになる可能性があるにもかかわらず、「絶対にバレない」等とだまして勧誘。（不実告知）
- ・勧誘の際に実演したくないと申請した「NG項目」を実演させていることが多いのに、「NG項目はやらなくてよいから」とだまして勧誘。（不実告知）
- ・勧誘を受けている個人がその場から退去することを希望しているのに、退去させなかつた（退去妨害）

③その他

当機構では、2018年度、訴訟提起2件、裁判外の申入れ8件を予定しています。当機構のこれまでの実績については、当機構ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.coj.gr.jp/zesei/index.html>